

令和3年第7回神崎町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和3年11月30日(火曜日) 午後4時01分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第3号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君			
教	育	長	小川	泰求	君	総務課長 久保木豊吉 君	
町	民	課	長	浅野	憲治	君	まちづくり課長 金田 智 君
まちづくり課	担当課長	石井	達矢	君		保健福祉課長 廣瀬 裕 君	
教	育	課	長	本宮	賢	君	

職務により出席した者

事	務	局	長	高橋	誠一	君	書	記	花嶋	三永	君
---	---	---	---	----	----	---	---	---	----	----	---

◎開会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 令和3年第7回神崎町議会臨時会にご出席いただき、大変ご苦勞様です。本臨時会も新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、議場でのマスク着用のご協力をお願いいたします。また、換気のため、傍聴者の出入口と議長席の後ろの扉及び議場左右の両扉を開放しますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、先ほど行われた議会運営委員会において、本臨時会の運営について協議した結果、会期は本日1日とすることになりました。議事運営につきまして格別のご協力をお願いいたします。

（午後4時01分）

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、これより令和3年第7回神崎町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本臨時会の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

また、今臨時会に鈴木会計管理者が所要により出席できない旨の欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 秀雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、3番 高柳 智議員、4番 荒井 葉一議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（大原 秀雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大原 秀雄君) 日程第3 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(大原 秀雄君) 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長(椿 等君) 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、本年8月10日に人事院から、10月11日に千葉県人事委員会から、それぞれ国家公務員及び県職員の給与等に関する勧告がなされたことに伴い、本町においてもこの勧告に準じて給与改定を行うものであります。

改正の内容は、民間給与との較差を是正するため、期末手当を年0.15か月分、引き下げるものとなっております。

実施時期につきましては、令和3年12月1日からといたします。

なお、この改正に伴う今年度の影響額は、約235万円の減額となります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大原 秀雄君) これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

10番 寶田議員。

○10番(寶田 久元君) じゃあ、総務課長から聞きます。それから町長にお聞きします。

まず、現在の神崎町のラスパイレス指数は、元は高かったですが、これ、7名、二、三年前に辞めたと言っていましたので、相当低くなっているとは思いますが、どのくらいですか。

それと、我々の給料も加味して、非常勤特別職も、あと町全体の給料、年間でどのくらいあるわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

本町のラスパイレス指数ですけれども、直近のものは、今年度のものはまだ発表されておられません。令和2年度のラスパイレス指数は、神崎町は100.0でございます。県内の順位でいいますと、27位というような位置でございます。

それから、職員の給与関係のご質問についてですけれども、一般会計におけます本町の給与、これにつきましては、予算ベースでございますけれども、令和3年度につきましては給料で2億7,300万円で、手当等を含めると5億3,500万円というような数字になります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 給与全体で5億円ですか。それ確認。全部で。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えいたします。

今言いました数字は、一般会計における給与でございます。人件費、いわゆる非常勤の方ですとかそういったものを含めると、また数字は違ってきます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 全部の給与、年間に何億くらい。5億円じゃ低いと思いますが、もっと出ているわけでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） もう一度申し上げます。同じお答えですけれども、一般会計における予算ベースの数字は今の数字でございます。そのほかに、特別会計、介護会計だとか国民健康保険会計であるとか、そういった会計の中での人件費はまた別でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 一般会計だけでなく、全体のは今そこでは分かりませんか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） ただ今、特別会計の人件費について把握しておりませんので、ここで即答はできないということでございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） じゃあ、後でお聞きしますから、後ろにいる人にちょっと調べておいてもらってください。

町長、今回の人事院勧告ですが、全協でもいろいろ皆さん出ていましたが、まず、国が8月10日、県が10月11日に勧告をしているというわけですが、まず国のほうですが、この年末にはやらなくて6月にやる。しかも3月に退職する人はそのまんまもらえる。それと県内においても、今はみんな臨時議会か定例議会に入っているからやっているとは思いますが、最初の頃、拒否したのが6団体あると聞きました。それと多古町は否決。二、三日前の新聞では、青森県のむつ市かな、これも否決。この影響がむつ市では1,000人くらいの職員が影響があるというわけですが、いずれにしる職員が新型コロナ感染拡大の対応に尽力しているところで、もうちょっと調べれば、日本全国で1,740くらいの市町村がありますが、全部が全部、今回は人事院勧告だからといっても受け入れるか、それとも否決される場所があるかも分かりませんが、私の知っている限りでは、今、全協で聞いた県内で6団体は最初は受けなかった。その後は分かりませんと総務課長は言っていました。町長、これ、職員が頑張っているのに、受けないというようなことは、いくら人事院勧告でも今回は特別だと思います。コロナ禍で、職員がみんな頑張っている。特に保健福祉課の職員なんか、あとは高橋議員が言ったとおり、ワクチン接種には神崎町が一番早く努力した。その辺を勘案して、受けないようなことは考えなかったですか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

今、寶田議員が言われたように、職員の頑張り、これは本当に認めるところでございまして、千葉県内でいち早くワクチン接種を開始できた。これは本当に取りも直さず職員が頑張ったおかげだというふうに感謝をしているところでございます。

ただ、今回の人事院勧告につきましては、やっぱり国・県が実施する方向ということ、そして県が実施しましたので、それに基づいて、千葉市だとか周辺市町村も実施する方向で今、動き出しております。たまたま多古町については否決されましたけれども、周辺については動いているところでございます。

この人事院勧告を実施する理由でございますけれども、実施しない理由が逆にあるのかなと思っているところでございます。じゃあ、これからの今後の給与はどうやって決めていくんだと。我々の給料は全てこの人事院勧告に基づいて決めております。そうすると、今回やらないとなると、そういったことをまた是正しなければならない

わけです。

そしてまた国・県のある意味、地方交付税等にも算定に影響してくるということになりますので、あるいはもう一つ言わせてもらえば、住民の皆様のことを考えれば、現実に私の知っている者も、やはり職が50代そこそこで首になっただとか、あるいはまともな生計がなくなってきたというような状況を考えてみれば、当然、今、公務員が4.3か月というようなボーナスが出るということ自体が、大変ありがたいことだと考えているところでございます。

そうしたいろいろなことを勘案すれば、当然、実施してやるべきだと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 寶田議員から今、人事院勧告に従わずに、現行のままやったらどうかみたいな案が出ました。町長からは、人事院勧告に従わないでどうするんだというような意見もありました。

確かに公務員の給与は、人事院勧告を全てベースに、上がったたり下がったり、あるいは月数が決められたりと。もし今回、12月のボーナスで仮に多古町のように実施しなかったとすると、来年4月にはベースアップ、幾らかでも皆さん上がると思います。まず上がらないことはない。その6月に上がった給料で0.15か月分減らされる、その可能性が高いということの裏返しになる。

であるから、少なくとも今回の人事院勧告については、職員にとっても最終的にはプラスになるんじゃないかなというように私は賛成意見を述べたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

3番 高柳議員。

○3番（高柳 智君） 確認なんですけども、国は今回、見送って、来年の8月ですか、に遡及するという事なので、実際の影響額とした場合に、今回見送ったとしても、国がやる段階ではやっぱり皆、追従しなきゃいけないと思うんですね。

そうした場合に、直接的な影響額を考えた場合に、今、椿議員がおっしゃられたようにベースアップしたのに対してまた0.15か月分が減ると、遡及しますので、今やるのと来年の8月に2回やるのでは、私、ちょっとざっと計算すると、今やったほうが職員の皆さんの影響額は、若干ですけども少なくなると思われるんですが、実際のところどうでしょうか。

○議長（大原 秀雄君） 久保木総務課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） お答えします。

今、お話ありましたとおり、4月には、先ほどこちょっと全協の中でもご説明しましたが、今回、給料表の改定自体はございませんでした。しかし昇給がございます。昇給・昇格がございます。そこにその上がった分に対して0.15か月のマイナスが加わるということでございますので、その分の差額が、今回との比較でマイナスが増える分というふうになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

8番 高橋議員。

○8番（高橋 正剛君） 質問ではないんですが、やはりこの人事院勧告に基づいてということなので、やむを得ないことだと思いますが、やはり国の言っていることが矛盾していると。介護士、保育士、看護職の賃金を上げることを決め、働き方改革の一環として最低賃金もこの11月1日から上がりました。千葉県は28円もアップしました。

そして国は国民の所得を上げると言っておきながら、人勧で公務員の給料を下げると。やはりこれは国も矛盾していることじゃないのかなと。やはりこの辺から直していただかないと。この議会で決めることはできないんですが、やはりこの辺を今後、訴えていくべきではないのかなと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございませんか。

ないようでございますので、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して…。 （「討論」と呼ぶ者の声あり）

10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 反対の討論をします。

今回は、皆さんいろんな意見が出ましたが、特別なのです。コロナ禍で職員が頑張っている中、ベースアップの計算をすると、ここで反対、否決すると逆に損するような答弁がありました。その辺はちょっと私まだ納得しませんが、まず問題のラスパイレスも県内で上位だったのが27位になっている。神崎町役場の職員はラスパイレスが高かったけれども、決して特に市町村から見ると高いわけじゃなかったです。低かったですよ。年齢の行ったこの7人の退職者が辞めてから、ぐっと減ったでしょうから。というわけで、今回これによる影響額が235万円だと言いますが、今の神崎町の財政力から見たら、これは問題ないと思います。これだけ影響額があるとはいいます

が。

そこで、全国はこれから調べますが、ある程度、国の人事院勧告でも抵抗じゃないけども、受け入れない団体と否決した議会もあるということで、何回も言いますが、職員が新型コロナウイルス拡大防止のため尽力したことを評価するというわけで、私は反対します。

またこの議会で賛成、反対はあるとは思いますが、我々議員が、私が昨年、コロナ禍で減額しませんかと言ったら、みんながよければいいよ、生活給だ。それで、私はあるとき発議案を、これは否決されると思って、出さなかった。それと8月の議長、副議長の手当も、これはコロナだから出ることがないから、忙しくなったらまた上げればいんだから、時限立法だけど、特別だけれどもどうですかと言ったら、消極的だった。

その議員が、議会が、職員の給料をここで下げろということに関しては、私は反対の立場としての反対の討論といたします。

終わり。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑は。

4番 荒井議員。

○4番（荒井 葉一君） 今ここで賛否、諮るわけですね。ちょっと考える時間も欲しいので、例えば次の本会議で賛成、反対の賛否を諮るのは駄目ですか。（「明日12月だからできません」と呼ぶ者の声あり）ああ、そうか。

○議長（大原 秀雄君） ほかに質疑はございますか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第3 議案第1号 神崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり賛成する方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第4 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本案は、人事院及び千葉県人事委員会の勧告に伴う一般職の職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、特別職の期末手当の支給割合を年0.15か月分引き下げるものがあります。

実施時期も、一般職と同様の令和3年12月1日からといたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第4 議案第2号 神崎町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○議長（大原 秀雄君） 挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大原 秀雄君） 日程第5 議案第3号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案を朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（大原 秀雄君） 提案理由の説明を求めます。椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 議案第3号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億2,730万円とするものであります。

その補正予算の概要を申し上げます。

歳入につきましては、7款、繰越金を30万円計上いたしました。

歳出につきましては、2款、保険給付費に、6項、傷病手当金を新設し、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金として、30万円を計上いたします。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 秀雄君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、日程第5 議案第3号 令和3年度神崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案を原案の通り決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（大原 秀雄君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

久保木課長。

○総務課長（久保木 豊吉君） 寶田議員からのご質問でお答えしていなかった部分について、お答えさせていただきます。

一般会計、それから特別会計、合計しまして約7億700万円ということになります。以上です。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。

◎閉会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、以上で閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者の声あり)

○議長(大原 秀雄君) 異議なしと認めます。よって、令和3年第7回神崎町議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後4時31分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員